仕様書

1. 業務名称

令和８年度 都島区課外授業「みやこ塾」

2. 目的

都島区内の中学生及び小学５・６年生を対象に、基礎学力の向上等、子どもの習熟度に応じた学力向上及び学習習慣の形成を図るため、課外授業を実施する。

3. 基本条件・事業の実施方針

(1) 都島区の特性をふまえ、中学生は国語・英語・数学の３教科、小学５・６年生は国語・算数の２教科を必須、他教科については提案内容により決定することとし、各学年、各生徒の習熟度に合わせた教材、授業により、学校との連携を図りながら学習習慣の形成に資する実施内容とする。

(2) 受講料は月額10,000円の範囲内とし、「大阪市習い事・塾代助成事業」で交付される大阪市習い事・塾代助成カードでも受講可能とする。

(3) 本市が実施場所等を無償で提供することにより、開設および運営経費を抑えることができるため、そのコストダウン分を受講生に還元することとし、受講料の範囲内で可能な限りの内容を構築し、実施することとする。

4. 業務内容

事業の実施方針を踏まえて、つぎの（1）～（3）に掲げる事業の企画及び運営を行うこととする。

(1) 企画

ア. 基礎学力の向上等、子どもの習熟度に応じた学力向上及び学習習慣の形成をめざした課外授業を企画すること。

イ. 課外授業の内容は、文部科学省「中学校学習指導要領」及び「小学校学習指導要領」を指針としつつ、各生徒・児童の習熟度に柔軟に対応するものとすること。

ウ. 実施時間帯は、放課後等の課業時間以外の時間帯を活用し、中学生は本市が指定する曜日の午後６時30分～９時30分までの間（準備・片付けを含む）、小学５・６年生は本市が指定する曜日の午後４時00分～６時30分までの間（準備・片付けを含む）で、中学生・小学生が通いやすい時間帯で設定すること。

エ. 受講者が効率的に学習を進めることができるよう、オンライン学習等、ICT教材を取り入れた内容の提案も可能とするが、実施会場におけるWi-Fi等インターネット環境、ICT機器については本市からは提供しない。

オ. 基礎学力向上のため、中学生は３教科（国語・数学・英語）、小学５・６年生は２教科（国語・算数）を必須とした実施教科の教材、資料等を作成すること。なお、使用する教材に関しては、自社商品に限るものではない。

カ．　新型コロナウイルス感染症をはじめ、感染症拡大時には必要な処置を講ずるほか、都島区防災マップ、避難所等の防災情報をふまえ、気象警報の発令、災害、事故等の発生、不審者の侵入といった危機事象など、また生徒の遅刻・欠席や、業務運営上支障をきたすような、突発的に発生するトラブル等、対処を要する事項を事前に想定し、組織的な管理体制を整備すること。

(2) 課外授業の実施・運営業務（受講者の募集・選定、教材・資料等の作成業務を含む）

ア．　上記（1）企画提案業務内容に基づき、業務実施体制（人材確保、講師の体制、個人情報の取扱い方法等）・計画表（スケジュール等）作成等の目的達成に向けた運営を実施すること。

イ．　課外授業の実施にあたり、中学生は週２日、小学生は週１日通うことが可能な形とすること。

ウ．　中学生の受講者数及び実施曜日は(ｱ)～(ｵ)のとおり、対象者をそれぞれ当該校の生徒とし、小学生の受講者数及び実施曜日は(ｶ)のとおり、対象者を都島区内在住の小学５・６年生とする。また、各受講者をきめ細かく指導・フォローできる体制を確保すること。

(ｱ) 8(1)の会場：最大30名、実施曜日：月曜日・水曜日
(ｲ) 8(2)の会場：最大15名、実施曜日：月曜日・水曜日
(ｳ) 8(3)の会場：最大30名、実施曜日：火曜日・木曜日
(ｴ) 8(4)の会場：最大30名、実施曜日：火曜日・木曜日
(ｵ) 8(5)の会場：最大30名、実施曜日：水曜日・金曜日
(ｶ) 8(6)の会場：最大30名、実施曜日：木曜日

エ．　会場の使用について、前号までの条件の範囲内で使用を計画すること。
ただし、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、上記定員を見直したうえで実施することがある。
なお、(ｱ)～(ｵ)会場の使用スケジュールについては、学校行事等で会場が使用不可となる場合があるため、必ず使用月の前月の15日までにスケジュールを学校長等に報告し、必要に応じ調整すること。
また、学校長の判断により、受講生の自転車使用及び私服着用について禁止となる場合があること、自転車使用が認められる際は使用状況を把握する必要があることに留意すること。
小学５・６年生の申込受付の際は、校区外からの通塾の可能性があることを踏まえ、児童の安全確保が保護者の責任であることを明示すること。

(3) 検証業務

受講生へのアンケート等によるニーズ・傾向等の分析と効果検証を実施すること。なお、実施時期、内容等については事前に本市担当者と協議すること。

5.　目標

課外授業に参加した生徒が、参加前よりも学校の授業が分かるようになったと感じることを目標とし、アンケートにより調査する。

6.　事業実施期間

協定締結日から令和９年３月31日まで

7.　課外授業開講期間

令和８年４月上旬から令和９年３月31日まで

8.　事業実施場所

(1) 大阪市立高倉中学校 多目的室（大阪市都島区御幸町1丁目1番10号）
(2) 大阪市立桜宮中学校 相談室（大阪市都島区東野田町5丁目16番10号）
(3) 大阪市立都島中学校 多目的室（大阪市都島区中野町3丁目9番33号）
(4) 大阪市立淀川中学校 図書館（大阪市都島区毛馬町3丁目5番12号）
(5) 大阪市立友渕中学校 学年室（大阪市都島区友渕町1丁目5番151号）
(6) 淀川地域老人憩の家（大阪市都島区毛馬町2丁目11番44号）

なお、(1)～(5)については使用時間に応じた光熱費を負担すること。

9.　事業計画及び実施方法並びに事業報告

(1) 事業実施にあたっては、事前に本市担当者と協議の上、事業実施計画書を作成すること。
(2) 本事業について、アンケート等で参加者のニーズ・傾向等を分析し、効果検証を行うこと。
(3) やむを得ない事情により、当初に設定した日程で開講できない日が発生した場合は、適宜調整を行うこと。ただし、災害が発生した場合は、本仕様書10に従う。
(4) 毎月の実施内容について、翌月10日までに実施報告書を提出すること。
(5) 本事業終了後は、すみやかに実施内容及び事業成果を明記した事業実施報告書を提出すること。

10. 災害時等における対応について

気象警報の発令、災害、事故等の発生により当初に設定した日程で開講できない場合、受講生への連絡等の対応は事業者が行うこと。また、その際、本市担当者にも報告を行い、以後の対応について調整すること。

11. 服務規律等

事業者は、次のとおり事業実施に携わるものを監督し、常に適正な管理に務めること。

① 事業者は、居場所従事者に対し、業務を行うに適した服装を着用させ、業務従事者であることを明確にするとともに、常に清潔を保たせなければならない。
② 事業者は、従事者に、参加者に対する暴言、体罰、暴力行為、不要不適切な身体的接触を行わせないこと。
③ 事業者は、個人情報保護の重要性を認識し、業務に関する個人情報の取扱にあたっては、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に行わなければならない。ただ

し、参加者の支援のために、守秘義務が課せられた区職員等と連携が必要であると考えられる場合は情報交換や状況共有し、よりよい支援に努めること。

④ 事業者は、大阪市の信用を失墜する行為をしてはならない。

⑤ 事業者は、さまざまな人権問題について正しい認識をもつとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ業務を遂行するよう努めること。

12. 委託の禁止について

別紙「委託に関する特記事項」のとおり。

13. その他

この仕様書及び募集要項に定めのない事項については、その都度、大阪市と事業者において適宜協議、調整を行い決定することとする。

14. 事業担当

〒534-8501 大阪市都島区中野町２丁目16番20号
大阪市都島区役所 保健福祉課（こども教育）
担当：栗田・萩原
電話：06-6882-9944
ファックス：06-6352-4584
電子メール：miyakojima-kyoiku@city.osaka.lg.jp